



### \*令和3年度は静岡県議会総務委員長に就任

今年度は選挙の多い1年となります。年度が変わってから、5月の島田市長選・市議選、6月の県知事選と続きましたが、それらが終わって新体制が立ち上がり、ようやく本格的に新年度が始まった感じがしています。

さて、私自身については、5月20日の県議会において総務委員長に就任することになりました。常任委員会の委員長を務めさせていただくのは、昨年度の文化観光委員長に続いて2度目ということ

になります。総務委員会が担当するのは、知事直轄組織や経営管理部といった県の中核となる分野で、7つある常任委員会の中でも、特に重要とされている委員会です。誠に微力ではありますが、職責を全うできるよう、精一杯努めさせていただきます。

### \*牧之原市竜巻災害への対応

本年7月3日に発生した熱海市伊豆山地区における土石流災害は、死者・行方不明者が20人を超える大惨事となりました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々の一日も早い復旧・復興を祈念申し上げます。

また、これに先立つ5月1日に発生した牧之原市の竜巻災害も、静岡県では近年稀に見る災害となりました。幸い死者こそ出なかったものの、民家や工場・倉庫そして農業施設などに大きな被害が出たため、私は、自民改革会議政務調査会のメンバーとして、翌2日に現場に入り、被害状況を視察しました。



その時の様子については、テレビなどの報道でご存知の方も多いかと思いますが、家屋や工場・倉庫の屋根などが飛ばされ、電信柱や茶畑の防霜ファンが何本も倒されており、風速55メートルの威力の凄まじさを思い知らされました。特に、私が驚いたのは、電信柱のほとんどが根本から折れている中で、一本だけ先端の1メートル足らずのところ折れているものがあって、「どうやったらこんな折れ方するんだろう」とゾッとする思いでした。

こうした事態を受けて、私は政務調査会長に会派として県に緊急要望を出すことを提案しました。というのは、実際には大きな被害が出ていても、現在の国や県の被災者生活再建支援制度では支援の対象とならない民家がほとんどだったからです。

今回の突風災害で発生した被害は、民家・工場・倉庫・農業用施設及び農作物など幅広い範囲に及びます。このうち、産業用施設や農作物の被害に対しては、それぞれ保険制度や救済制度がありますが、民家については十分ではありません。そのため、公的な生活再建支援の制度が作られたのです。

日本の被災者生活支援制度は、歴史的な経緯から地震災害を基準に作られてきました。ですから、被害判定が「全壊」「半壊」「一部損壊」というように、建物が壊れた程度で示すようになっていきます。しかし、近年地球温暖化の影響か、風水害の頻度が

増し被害も激甚化していることから、風水害への対応が図られるようになりました。ただ、それは一定程度以上のまとまった面積・戸数が被害を受けた「面的被害」の場合に限られており、今回のような竜巻が通ったところだけが被害を受けて他はなんともないという「線的被害」のような場合は想定していないのです。

また、風水害において一部損壊と判定されたものは、水を被ったり、屋根が飛んだり壊れた所が一部でも実際に住むには難しいというように、被害の実態を正確に反映していないという問題もあります。

このため、牧之原市の突風で被害を受けた民家は 102 棟に及びますが、従来の制度で支援の対象となるのは「大規模半壊」



3 棟「中規模半壊」4 棟の合計 7 棟のみということでした。

そうした状況を受けて、5 月 6 日に提出した要望書の内容としては、「一部損壊扱いの家屋への支援拡充」「農作物や農業・商工業施設の被害に対する支援」「災害廃棄物の処理費への支援」「地震を基準とした被災者生活再建支援制度の見直し」の 4 点を要望しました。つまり、前の 3 点は当面の事態への対応、最後の 1 点は制度そのものの見直しということになります。

この要望書がどの程度効果があったかは定かではありませんが、県ではこの

たび被災者生活再建支援制度について、支援の対象を広げる新たな制度を創設することになりました。

具体的には、今回の牧之原周辺の突風被害限定ではありませんが、従来の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」に加えて、「半壊」「準半壊」にまで支援対象を広げるというものです。これにより、新たに「半壊」1 棟「準半壊」6 棟の合わせて 7 棟が支援を受けられるようになったのです。

県の担当課に確認したところでは、家屋ごとの被害状況を調査した結果、今回はこの方法で実態を反映した支援ができると判断したということで、今後恒久的な制度改正に踏み込むかは未定ということでした。

抜本的な見直しに向けては道半ばという感じですが、突風被害の特殊性を考慮した支援が行われたという事実は非常に重要で、一歩前進となったと思います。今後も、風水害を考慮した被災者支援制度の研究・提言に取り組んでいきたいと考えています。



令和 3 年 5 月 6 日

令和 3 年 5 月 1 日 突風被害に関する緊急要望

静岡県危機管理監  
藤原 学 様

自民改革会議  
政務調査会長 鈴木 澄美

去る 5 月 1 日に、牧之原市をはじめ菊川市・沼津市などで発生した突風は、住居・事業所・農地・森林などに大きな爪痕を残した。特に、牧之原市で発生したものは竜巻とみられ、同時に 3 カ所で発生するなどこれまで県内で経験したことのない被害を住民生活や産業の面でもたらしている。今後住民生活の再建や生産設備の回復には困難が予想されるが、現在の国の被災者生活再建支援法や県独自の生活再建支援制度、また、災害関連の保険制度では、十分な支援が行われない可能性がある。このため、県においては、被害状況を的確に把握した上で、現有制度の不備を補い、一日も早い住民生活の回復に努める必要があると考える。そこで、以下の点について要望する。

記

- ・全壊と判定される家屋がない中で、実際には屋根が破損するなど居住困難な家屋が多い。一部損壊扱いの家屋への支援拡充など、あらゆる生活再建支援策を進めること。
- ・農作物や農林業・商工業などの生産設備および福祉施設に甚大な被害が見られた。生産活動や日常業務再開に向けての支援策を行うこと。
- ・災害廃棄物の処理についての費用面の支援を行うこと。
- ・地球温暖化の影響で気象災害が頻発する中、地震災害を基準とした国・地方の被災者救済制度は実態に即していない。風水害に対応した支援策の創設を求める。

以上

## みなさまのご意見ご要望をお寄せください。



### 河原崎きよし プロフィール

(略歴)

- 昭和 39 年 2 月 島田市生まれ
- 市内公立小中学校、藤枝東高校、早稲田大学政治経済学部を卒業
- 大石千八代議士秘書を経て、平成 9 年 4 月島田市議会議員初当選
- 平成 27 年 4 月 静岡県議会議員に初当選

(所属)

- 日本防災士会地方議員連絡会副会長
- 全国災害ボランティア議員連盟理事
- ふじのくに災害ボランティアコーディネーター
- 日本自治創造学会・構想日本会員
- 志太榛原小笠地区綱引連盟会長
- 志太榛原バスケットボール協会副会長
- 島田市バスケットボール協会会長

### 連絡先

(事務所)

〒427-0053  
静岡県島田市御仮屋町 8855-2  
**TEL : 0547-36-5700**  
**FAX : 0547-36-5705**  
E-mail : kawarazaki@thn.ne.jp